

安全保障貿易管理とは（概要）

我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的として、武器や軍事転用可能な技術や貨物が、我が国の安全を脅かす恐れのある国家やテロリスト等、懸念活動を行う恐れのある者に渡ることを防ぐための技術の提供（*1）や貨物の輸出（*2）の管理を行うことです。

*1：特定の情報や自分が持っている特定の技術（スキル）を誰かに伝えること

*2：物品を日本から国外に持ち出すこと（渡航者が持参する場合も含む）

日常の教育・研究活動においても、伝える技術・情報の内容が法令で規制対象となっているかどうか、持ち出す物品が法令で規制対象（[リスト規制](#)、[大量破壊兵器等の開発等に用いられる恐れの高い貨物例](#)）等となっているかどうかを確認することが必要です。

〈大学における技術の提供や貨物の輸出の機会の例〉

技術提供等の機会	具体例
留学生・外国人研究者の受入れ	<ul style="list-style-type: none">・ 実験装置の貸与を伴う提供・ 研究指導に伴う実験装置の改良、開発・ 技術情報を FAX や USB メモリを用いて提供・ 電話や電子メールでの提供・ 授業、会議、打合せ・ 研究指導、技術訓練 等
外国の大学や企業との共同研究の実施や研究協力協定の締結	<ul style="list-style-type: none">・ 実験装置の貸与に伴う提供・ 共同研究に伴う実験装置の改良、開発・ 技術情報を FAX や USB メモリに記憶させて提供・ 電話や電子メールでの提供・ 会議、打合せ 等
研究試料等の持出し、海外送付	<ul style="list-style-type: none">・ サンプル品の持出し、海外送付・ 自作の研究資機材を携行、海外送付 等
外国からの研究者の訪問	<ul style="list-style-type: none">・ 研究施設の見学・ 工程説明、資料配布 等
非公開の講演会・展示会	<ul style="list-style-type: none">・ 技術情報を口頭で提供・ 技術情報をパネルに展示 等